

社会福祉法人 訪問の家 「朋」
日中一時支援サービス重要事項説明書

この重要事項説明書は、当施設とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条および第77条の規定に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業者の概要

経営事業者の名称	社会福祉法人 訪問の家
法人所在地	神奈川県横浜市栄区桂台中 4-7
電話番号	045-894-4640
代表者氏名	名里 晴美
設立年月	昭和61年4月1日

2. 利用施設

施設の種類	日中一時支援事業登録事業所（平成18年10月1日）
施設の目的	1 障害者一人ひとりの権利を尊重し、自己実現を支援します。 2 障害者が地域の中で、心身の健康を保ちながら、一人の人間としてかけがえのない役割を担っていける、豊かな社会を目指します。 3 障害者やその家族の思いに共感する姿勢を持ち、その実現に努力します。
施設の名称	朋
施設の所在地	神奈川県横浜市栄区桂台中 4-7
電話番号	045-894-6611
施設長（管理者）	庄司 七重
施設の運営方針	法人理念を遵守する
開設年月	昭和61年4月1日
サービス実施地域	横浜市栄区、戸塚区、港南区、泉区、瀬谷区、旭区、保土ヶ谷区、緑区、青葉区、都筑区、港北区、鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、磯子区、金沢区
定員	3名

3. 施設設備の概要

（1）設備の概要

設備の種類	室数	備考
食堂	1	
作業室	4	
医務室・静養室	1	
浴室	1	
便所	各階に設置	
相談室	1	

(2) 施設・設備ご利用上の注意事項

当施設の設備をご利用いただくにあたって以下の点にご注意ください。

①他の人の迷惑になるような使い方はご遠慮ください。

4. 職員の配置状況

職種	常勤換算	常勤	非常勤	
施設長	1	1		
看護師	2. 8	1	1. 8	
生活支援員	8	6	6	

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
施設長	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤 8 : 30 ~ 17 : 30 1名
看護師	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤 8 : 30 ~ 17 : 30 1名
生活支援員	標準的な時間帯における最低配置人員 早勤 8 : 00 1名 遅勤 12 : 00 1名 対応時間により異なる

*水・日・祝日は上記と異なります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスは下記のとおりです。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の対象となるサービス

以下のサービスについては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則及び横浜市障害者日中一時支援事業実施要綱に基づく地域生活支援サービス費が支給されます。

＜地域生活支援サービス費の対象となるサービスの概要＞

ア 日中活動支援

日中一時支援の利用中において、創作活動等を行います。

イ 社会的活動の支援

地域において自立した社会生活を送るための生活習慣の確立を目指した支援を行います。また、余暇活動に関する相談に応じます。

ウ 日常生活の支援

(ア) 排泄

(イ) 着脱衣

(ウ) 整容

(エ) 食事の提供、食事の介助

利用者の身体状況、希望、嗜好を考慮した食事の提供を行います。

エ 医療及び健康管理

(ア) 健康管理

看護師の指示のもと健康管理を行います。

(イ) 服薬の支援

看護師が管理し、支援職員が与薬をします。

(2) 地域生活支援サービス費の対象外のサービス

下記のサービスに係る費用については地域生活支援サービス費の対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、所定の料金をお支払いいただきます。

なお、所定料金は経済状況の著しい変化その他やむをえない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

食事の提供に係る食材料費

朝食	8時頃	実費
昼食	12時頃	実費
夕食	18時頃	実費

(3) 利用料金・費用のお支払い方法

前記(1)(2)に係る費用は日中一時支援サービス終了後に請求しますので、現金によりお支払いください。

6. 記録・個人情報の管理及び開示について

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や個人情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(最終日に利用中の様子をお知らせします)

7. 苦情の受付について

当施設における苦情の受付

受付担当者 氏名 妹尾 雅史 [職名] 課長

苦情解決責任者 氏名 庄司 七重 [職名] 施設長

また、苦情受付ボックスを事務所に設置しています。

(協議事項)

8. 本重要事項に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意を持って協議するものとします。

附則 日中一時事業 「朋」
(重要事項説明書)

上記のものは、令和 8 年 7 月 1 日より施行するものとする。